

## 期中の評価個表

事業名	水源林造成事業	事業計画期間	S52～H69（最長80年間）
事業実施地区名 （都道府県名）	福岡支所 昭和52年度 契約地	事業実施主体	緑資源公団

事業の概要・目的	民間による造林が困難な奥地水源地帯において水源をかん養するため、緑資源公団が分収造林契約の当事者となって、急速かつ計画的に森林の造成を行う事業
① 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化等	費用対効果分析を試行した結果は以下のとおりである。 総便益（B） 11,764百万円 総費用（C） 2,703百万円 分析結果（B/C） 4.35
② 森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化	関係市町村の民有林のうち未立木地の面積は、減少傾向にあるものの、現在なお約5千ヘクタールあり、森林造成が引き続き必要である。 関係市町村内の私有林のうち不在村者所有森林は、増加傾向にあり、また担い手となる後継者の不足も重なり、地域の森林の管理水準の低下が危惧される。
③ 事業の進捗状況	平均的な生育状況は、スギ20年生で樹高10.5m、胸高直径15.4cm、1ha当たり材積206m <sup>3</sup> となっている。 広葉樹化した林分及び生育が遅い林分の占める割合は、全体の3%とわずかである。
④ 関連事業の整備状況	当該契約面積のうち50.7%の周辺に白川水系深迫ダム等のダムが設置されている。 当該契約面積のうち16.2%の周辺に簡易水道関連施設が設置されている。
⑤ 地元（受益者、地方公共団体等）の意向	周辺の平均的な山林と同様の生育をしていることから、所在市町村及び契約相手方は引き続き適期作業の計画的な実施を要望している。
⑥ 事業コスト縮減等の可能性	植栽木の生育に問題がある林分については、早期に林分の状況把握に努め、雪害による根曲がり・倒伏などの不良木を除伐により除去することで間伐の省力化を図り、コストの縮減を図ることができる。
⑦ 代替案の実現可能性	該当なし。
第三者委員会の意見	生育に問題がある林分はわずかにあるものの、森林・林業情勢、造林地の成育状況、関連公共施設への効果等の公益性を総合的に検討した結果、水源林としての機能を十分発揮していることから、事業を継続することが適切と考える。
評価結果及び事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要性：地域の森林の管理水準の低下が危惧されること等から、事業の必要性は認められる。</li> <li>・効率性：効率性を確保するため、今後の施業の実施に当たっては、適期作業を実施することが適当である。</li> <li>・有効性：水源林としての機能を十分発揮していることから、事業の有効性は認められる。</li> </ul> 事業の実施方針 以上のことから、事業は継続する。